

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」に基づく、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

		申請日		令和2年	月	日
申請者	(フリガナ)					
	氏名					
	生年月日	昭平	年	月	日	
子ども	(フリガナ)					
	氏名					
	生年月日	平令	年	月	日	
子どもの続柄						
振込希望金融機関	(フリガナ)					
	金融機関名・支店名	支店		(フリガナ)		
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード	店舗コード	口座番号	(普通・当座) ※いずれかに○を付けてください	
	ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)		-	

1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。
2. 私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。

確認の上、チェックしてください。↑

申請内容(上記及び別表1・2)に相違ありません。

令和2年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

申請者(本人自署)  
※手書きのみ可

印

- ※ 申請には、申請書と次の書類等が必要です。  
申請される前に、次の書類等が揃っているか、必要な内容がわかるものかご確認ください。
- 子どもが同居する世帯全員が記載されている  
住民票記載事項証明書(原本)はありますか。 (はい・いいえ)
  - 子どもとの同居を伴わない親族等の場合は、「保護者(別居)申立書」  
(様式第2号)及び戸籍謄本等(写し)はありますか。 (はい・いいえ)
  - 小学校等の臨時休業が講じられた日又は期間が分かる書類等がありますか。 (はい・いいえ)  
例: 学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌等
  - コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども等の世話をした場合は、  
小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類はありますか。 (はい・いいえ)  
例: 小学校等からのメール、連絡帳、医師の診断書や薬の領収書、申立書等
  - 発注者と締結した業務委託契約等の分かる書類等がありますか。 (はい・いいえ)  
例: 契約書、発注者と申請者双方のやり取りで契約内容が分かる電子メール等、  
契約書等がない場合は、発注者と申請者の連名により作成した「業務委託契約  
等契約申立書」(様式第3号)
  - ※ 業務委託契約等の分かる書類等には、次の内容が記載されていますか。 (はい・いいえ)  
→ ◇契約締結日 ◇発注者名(会社名) ◇申請者名 ◇業務内容  
◇就業(予定)場所 ◇就業(予定)日又は期間 ◇報酬
  - 申請者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写しはありますか。 (はい・いいえ)  
注: 申請者氏名、銀行名(支店名)、口座番号が分かるページ・面の写し

過去において本支援金を申請し、同一日について既に支給又は不支給決定がなされた日については、  
再度の申請はできないことにご注意ください。

私は、令和2年2月27日から令和2年3月31日までの小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめました。

日付	2月27日	2月28日	2月29日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	支給対象日(数)
小学校等休業日											日
仕事をとりやめた日											
支給対象日											

支給申請額(2月～3月)	支給対象日(数) 【2月～3月の合計日(数)】	日 × 4,100 円 =	円
--------------	----------------------------	---------------	---

----- 【以降の表の記載は4月～9月以降の支援金分となります】 -----

私は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめました。

【4月】

日付	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日	4月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日				4月の支給対象日(数)
小学校等休業日										日 … (A)
仕事をとりやめた日										
支給対象日										

【5月】

日付	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日			5月の支給対象日(数)
小学校等休業日										日 … (B)
仕事をとりやめた日										
支給対象日										

【6月】

日付	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月9日	6月10日	6月11日	6月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	6月13日	6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日				6月の支給対象日(数)
小学校等休業日										日 … (C)
仕事をとりやめた日										
支給対象日										

【7月】

日付	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	7月の支給対象日(数)
小学校等休業日								日 … (D)
仕事をとりやめた日								
支給対象日								

【8月】

日付	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	8月の支給対象日(数)
小学校等休業日								日 … (E)
仕事をとりやめた日								
支給対象日								

【9月】

日付	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	9月の支給対象日(数)
小学校等休業日							日 … (F)
仕事をとりやめた日							
支給対象日							

支給申請額(4月～9月)	支給対象日(数) 【A～Fの合計日(数)】	日 × 7,500 円 =	円
--------------	--------------------------	---------------	---

【春休み期間・夏休み期間記入欄】

小学校等の春休み期間(元々春休みとして予定されていた期間)

令和2年	月	日	から
令和2年	月	日	まで

小学校等の夏休み期間

令和2年	月	日	から
令和2年	月	日	まで

※ 春休み期間、夏休み期間、土曜日・日曜日・祝祭日など小学校等が元々休みの日については、以下の子どもの世話をした場合にのみ支援金の支給対象となります。

小学校等に通う子どもであって、以下のア～ウのいずれかに該当し、小学校等が登校等をしないことを認めた子ども(添付書類として、小学校等が登校等をしないことを認めたことが分かる書類の写しが必要です。)

- ア コロナウイルス感染症に感染した子ども
- イ コロナウイルス感染症に感染したおそれのある子ども  
(発熱等の風邪症状のある子ども、コロナウイルス感染者との濃厚接触者である子ども)
- ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども、コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども



## 【記入要領】

本申請書の記入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」を必ずご確認の上、日本語・アラビア数字で記入をお願いします。なお、記入にあたっては、黒色又は青色のボールペンでお願いいたします。

### 1 申請者欄

- ① 業務委託契約等でお仕事をされている雇用保険の被保険者・労働者を使用する事業主及び公務員以外の方で、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等の世話をするために、業務委託契約等の契約解除してお仕事を休まれた親等が申請することができます。
- ② 「氏名」、「住所」は住民票記載事項証明書に記載されているものを記入してください。
- ③ 「子ども」欄に記載したお子様が同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(発行日から3ヶ月以内。マイナンバー不要。)の原本を提出してください(申請者全員)。
- ④ 申請者と「子ども」欄に記入したお子様が別居している場合は、別添様式第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)保護者(別居)申立書」を作成の上、申請者とお子様の関係性が分かる戸籍謄本の写し等の市役所等が発行した証拠書類と併せて追加提出願います。
- ⑤ 「子ども」欄に記入したお子様との続柄を証明する市役所等の公的機関が発行した証拠書類が添付されていない場合は、支給対象者の要件の該当有無が判断できないため、申請できません。

### 2 子ども

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染した恐れのある児童、医療的ケアが日常的に必要な児童等、世話をを行ったお子様について、記入してください。
- ② 世話をを行ったお子様が複数おられる場合は、小学校等に通っておられる対象となるお子様1名を記入してください。ただし、障がいをお持ちのお子様がおられる場合は、小学校等に通っておられる障がいをお持ちのお子様を優先して、記入してください。なお、障がいをお持ちのお子様には、身体障害者手帳等の障害者手帳をお持ちでないお子様も含まれます。
- ③ 「子との続柄」は、「申請者」欄に記入された方と記入いただいたお子様との続柄を記入してください。
- ④ 「小学校等の休業等の期間」は、学校だよりや学校のホームページなどで確認できる新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった期間を「①」欄に記載してください。また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等が延長となった場合やお子様複数の小学校等に通われており、①の期間以外の期間も新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となっている場合は、「②」欄も記載してください。

### 3 振込希望金融機関

- ① 支援金の支給は、申請者の指定する金融機関への振込により行います。
- ② 金融機関は、ゆうちょ銀行とそれ以外の銀行等のいずれかを記入願います。ただし、じぶん銀行、大和ネクスト銀行及びGMOあおぞらネット銀行、セブン銀行は指定できません。
- ③ 記入いただいた口座について、金融機関名、口座番号及び口座名義が確認できるキャッシュカードや通帳等の写しを添付してください(申請者全員)。

### 4 承諾

- ① 「1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。」に該当する場合はチェックしてください。
- ② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」をご覧になり、本支給要領に従うことを承諾いただいた場合に、チェックしてください。
- ③ 「申請内容(上記及び別表1・2)に相違ありません。」には、申請者本人の自署にて申し立てを行った月日と氏名を記入いただくとともに、押印(シヤチハタ等の浸透印タイプの印章を除く)をお願いします。
- ④ 「1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。」にチェックのない場合は、本支給要領に基づく支援金の支給対象とはなりません。また、2. 「私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。」にチェックのない場合、申請者本人の申立てに記入のない場合は、本支給要領に基づく支援金は支給しません。

### 5 小学校等休業日

- ① 上記「子ども」の「小学校等の休業等期間」に記入いただいた期間のうち、春休み期間、夏休み期間、土曜日・日曜日・祝祭日など小学校等が元々休みの日を除いた日に「○」を記入してください。
- ② 上記①のほか、仕事をとりやめて新型コロナウイルス感染症に感染したお子様等の世話をを行った日は「●」を記入してください。
- ③ 学校だよりや学校のホームページなど、小学校等の臨時休業等の日(期間)が確認できる資料を添付してください(申請者全員)。
- ④ お子様が発熱等の風邪症状が見られる、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した、又は医療的ケアが日常的に必要な等で、臨時休業等の日以外の日で小学校等を休まれている場合は、小学校等からの登校自粛要請や承諾を受けている連絡帳等の証拠書類を提出願います。
- ⑤ 臨時休業措置が講じられている期間又は日について、上記③又は④の証拠書類で確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

### 6 仕事をとりやめた日

- ① コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった児童や新型コロナウイルス感染症に感染した児童等の世話をするために、業務委託契約等に基づく仕事をとりやめた日に「○」を記入してください。
- ② 発注者と締結した業務委託契約書又は発注者・支援対象者双方の契約内容が分かる電子メール等の写しを添付してください。ただし、契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額(算出方法)が確認できるものを添付してください。なお、臨時休業期間に係る業務委託契約書等がない場合は、直前の2ヶ月分のものでも差し支えありません。
- ③ 口頭での業務委託契約等であること等により、上記②の写しが提出できない場合は、別添様式第3号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)業務委託契約等契約申立書」を、申請者及び発注者の合意の上で作成し、原本を添付してください。
- ④ 業務委託契約等の契約を解除してお仕事を休まれた日について、上記②又は③の証拠書類で契約の締結日、発注者の名称(会社名)、申請者の氏名、業務の内容、業務を行う場所及び日時、報酬額の算出方法が確認できない場合は、その日については、支給対象日として認定できません。

### 7 支給対象日

上記5に「○」又は「●」及び上記6に「○」を記入した日に「◎」を記入の上、「◎」を記入した日数の合計を「支給対象日(数)」欄に記入してください。

### 8 支給申請額

2月27日～3月31日までの間については、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に4,100円を乗じて得た額を記入してください。  
4月1日～9月30日までの間については、「支給対象日(数)」欄に記入した日数に7,500円を乗じて得た額を記入してください。

## 【注意】

- ① 申請先は、厚生労働省ホームページや、学校等休業助成金・支援金等コールセンター(0120-60-3999)にご確認ください。
- ② 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」の**支給申請期限は、令和2年12月28日まで(消印有効)**となっております。
- ③ 支給審査のため、厚生労働省雇用環境・均等局や申請書受付業者(業者については厚生労働省ホームページを確認願います。)から、発注者・公的機関等に要件確認を行う場合がありますが、**申請者本人に直接連絡させていただくことはありません。**